

平成20年3月7日

金融庁監督局保険課 御中

在日米国商工会議所
保険委員会

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」が2月7日に公表されましたが、まずは内閣府令案の策定にご尽力された関係各位に敬意を表します。

同案につきまして、意見を別紙のとおり申し述べますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

敬白

1. 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令（案）について

■ 規則の適用範囲について

改正の概要に、「第三分野保険リスクの全ての移転を行う再保険であって、かつ、責任準備金の積立を再保険の引き受け手側で行う場合に負債十分性テスト等を適用するための改正を行う。」とある。一方、規則第六条十一においては、「…第三分野の元受保険に係る再保険であって元受リスクの全てを再保険金の対象とし、当該再保険に付され保険契約に係る責任準備金の積立を行うものをいう。」と表現されている。

以上のことから、該当する再保険は、第三分野保険の元受リスクの全てを再保険金の対象とする再保険であって、比率等を定めて一部を移転するものは、含まれないとの理解でよろしいか。

2. 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）の一部改正（案）について

■ 全般について

改正の概要に「ソルベンシー・マージン比率にかかる基準の平明・簡素化を図るための改正を行います。」とあることから、基準に実質的な変更はなく、ソルベンシー・マージン比率の計算は従前どおり変更がないとの理解でよろしいか。

■ 第1条第3項第1号について

1. 「保険料積立金」とあるのは、「責任準備金（危険準備金を除く。）」という理解でよろしいか。

理由（1）：

保険料積立金等の一部括弧書きにおいて、「生命保険会社(…)にあつては、保険料積立金のうち、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法により計算した保険料積立金の額又は保有する保険契約(…)が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のいずれか大きい額を超過する額、…」と記載されている。

一方、現行では、「将来の保険金等の支払いに備えて積み立てている準備金のうち」と記載されている。また、中間状況表 別紙1では、責任準備金(危険準備金を除く。なお、…)のうち、解約返戻金相当額(…)を超過する金額と記載されている。

定義の表現が異なるとしても、今回の改正が「ソルベンシー・マージン比率にかかる基準の平明・簡素化を図るための改正を行う。」との主旨から、「保険料積立金等の一部」の計算にあたって、現行の中間状況表 別紙1に従って計算されているものであれば、なんら影響を与えるものではないものとの理解である。

理由（2）

現行の決算状況表の別紙1によれば、現行の告示第50号第1条第3項第1号としては、「①責任準備金（危険準備金を除く。）のうち、解約返戻金相当額超過する額を記載することとする」との記載があり、「未経過保険料」を含むと解されるが、改正案の表記では不明瞭である。今回の告示の変更の趣旨が基準の平明・簡素化を図る措置とすれば、当然に、「未経過保険料」を含むと理解

されることから、「保険料積立金」は「責任準備金（危険準備金を除く。）」の意味と捉えてもよろしいか。

2. 「保険料払込期間にわたり」との文言は「当該費用を償却するための付加保険料を収入する期間にわたり」と同義という理解でよろしいか。
一時払保険契約で新契約費を毎年積立金の運用収入の一部により償却する方法をとるものがある。現在、これらの一時払保険契約についても平準払保険契約と同様の計算が認められている。しかしながら、改定案では「保険料払込期間にわたり」としており、それらの一時払保険契約については従来どおりの計算が出来なくなるため、「保険料払込期間にわたり」との文言を「当該費用を償却するための付加保険料を収入する期間にわたり」と同義との理解してよろしいか。

以上